

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社オーネックス			コード	5987
提出日	2025/9/11	異動（予定）日	2025/9/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外役員の選任が付議され、星川建三氏及び稲嶺和盛氏が独立役員として指定されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鍛冶良明	社外監査役	○													○		有
2	吉田雄彦	社外監査役	○							△								有
3	星川建三	社外取締役	○													○	新任	有
4	稲嶺和盛	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		鍛冶良明氏は、独立役員の判断基準から考えても、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため、独立役員に指定しております。
2	過去に主要な販売先の業務執行者であった時期から7年以上経過している	吉田雄彦氏は、平成28年6月30日を以て主要な販売先の特別顧問を退きこれと無関係となっており、独立役員の判断基準から考えても、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため、独立役員に指定しております。
3		星川建三氏は、企業経営等で培った知見を活かすことで、業務執行の監督機能強化への貢献及び経営的視点からの助言や意見が期待され、独立役員の判断基準から考えても、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため、独立役員に指定しております。
4		稲嶺和盛氏は、企業経営等で培った知見を活かすことで、業務執行の監督機能強化への貢献及び経営的視点からの助言や意見が期待され、独立役員の判断基準から考えても、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため、独立役員に指定しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。